

四日市市上下水道局告示第37号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年10月13日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成27年10月13日

2 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

高見台一丁目、高見台二丁目の各一部

（四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり）

（上下水道局 管理部 生活排水課）